

高額な外来診療を受ける皆さんへ

平成24年4月1日からは、高額な外来診療を受けたとき限度額適用認定証等を提示すれば、ひと月の医療機関等の窓口での支払いが一定の金額にとどめられます。



これまでの高額療養費制度の仕組みでは、高額な外来診療を受けたとき、ひと月の窓口負担が自己負担限度額以上になった場合でも、いったんその額をお支払いいただいていたのですが、平成24年4月1日からは、限度額を超える分を窓口で支払う必要はなくなります。

高額な外来診療受診者	事前の手続き	病院・薬局などで
●70歳未満の方 ●70歳以上の非課税世帯等の方	加入する健康保険組合などに「認定証」(限度額適用認定証)の交付を申請してください	「認定証」を窓口で提示してください
70歳以上75歳未満で、非課税世帯等ではない方	必要ありません	「高齢受給者証」を窓口で提示してください
75歳以上で、非課税世帯等ではない方	必要ありません	「後期高齢者医療被保険者証」を窓口で提示してください

- 「認定証」を提示しない場合は、従来どおりの手続きになります。
(高額療養費の支給申請をしていただき、支払った窓口負担と限度額の差額が、後日、ご加入の健康保険組合などから支給されます)

事前の申請など、詳細は、加入されている健康保険組合、全国健康保険協会、市町村(国民健康保険、後期高齢者医療制度)、国保組合、共済組合までお問い合わせください。

[問合せ] 保険年金課 (内線142・144)

らくようかん
楽腰館

東平鍼・灸接骨院

笠間市東平2丁目12番8号
TEL 0296-77-9939
休診日/木曜日

県立中央病院通り沿い

診療時間	月	火	水	木	金	土	日
午前9:00~12:30	○	○	○	/	○	○	○
午後2:30~8:30	○	○	○	/	○	○	○

土・日 診療中!

- 往療可
- 急患受付
- 通院送迎実施中(無料)